

# 今日のトピック

# 新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(第二章 犯罪化)

## クラスター1

第六条 違法なアクセス

第七条 違法な傍受

第八条 [コンピュータ・データ/デジタル情報]の妨害

第九条 [コンピュータ・システム/情報通信技術システム/情報通信技術装置]の妨害

第十条 装置及びプログラムの濫用

## クラスター2

第十一条 [コンピュータに関連する/情報通信技術に関連する]偽造

第十二条 [コンピュータに関連する/情報通信技術に関連する]詐欺

第十三条 [コンピュータに関連する/情報通信技術に関連する]窃盗

第十四条 電子的支払手段の不正な使用

## クラスター3

第十五条 個人情報の侵害

第十六条 身元関係事項に関連する犯罪

## クラスター4

第十七条 著作権の侵害

## クラスター5

第十八条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

第十九条 [コンピュータ・システム/情報通信技術システム/情報通信技術装置]を通じた児童の虐待製造物の助長

第二十条 [コンピュータ・システム/情報通信技術システム/情報通信技術装置]を通じた性的な目的に基づく児童に対するグルーミング又は獲得

第二十一条 児童に対するサイバーストッキング

## クラスター6

第二十二条 未成年者を違法な行為の遂行に関与させること

第二十三条 自殺の奨励又は強要

## クラスター7

第二十四条 性的な強要

第二十五条 性的な画像の同意のない頒布

## クラスター8

第二十六条 破壊活動又は武装活動の扇動

第二十七条 過激主義に関連する犯罪

第二十八条 ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活

## クラスター9

第二十九条 テロリズムに関連する犯罪

第三十条 麻薬及び向精神薬の流通に関連する犯罪

第三十一条 武器の取引に関連する犯罪

第三十二条 偽造の医薬品及び医療製品の不正な流通

## クラスター10

第三十三条 資金洗浄

第三十四条 司法妨害

## クラスター11

第三十五条 法人の責任

第三十六条 参加及び未遂

第三十七条 犯罪の要件としての認識、故意及び目的

第三十八条 出訴期間

第三十九条 訴追、裁判及び制裁

# 新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)①

## 第18条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

1 締約国は、違法かつ故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて頒布するために児童の性的虐待又は性的搾取製造物を製造し、又は再製造すること。

(b) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物に資金を提供し、又はその他の方法によってこれを助長すること。

(c) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を管理し、宣伝し、提供し、公表し、公に展示し又は利用可能にすること。

(d) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を頒布し、又は送信すること。

(e) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を取得すること。

(f) 故意に、児童の性的虐待又は性的搾取製造物にアクセスし、若しくは [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] 若しくは [コンピュータ・データ記憶媒体／電子データ記録装置] の内部に児童の性的虐待又は性的搾取製造物を保有し、又は性的にあからさまな行為を行う児童をライブ配信により視聴すること。

(g) [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて、児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連していると認識し、又は関連していると信ずるに足りる理由がある事業に関与し、又はそのような事業から利益を得ること。

2 1の規定の適用上、「児童の性的虐待又は性的搾取製造物」には、次のものを描写する写真、ビデオ及びライブストリーミング媒体を含む視覚資料並びに図画、書面及び録音物を含む。

(a) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を現実に行う児童

(b) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童であると外見上認められる者

(c) 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童を表現する写実的影像

(d) 性的な目的を主要な目的とする児童の性器の描写

(e) 拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰の犠牲者

3 2の規定の適用上、「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

4 締約国は、2に規定する製造物を自ら製造した児童の犯罪化を回避すること並びに児童の権利に関する条約及びその議定書に基づく義務を尊重する必要があることに妥当な考慮を払う。

5 締約国は、1(e)及び(f)並びに2(b)及び(c)の規定の全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

# 現条約と統合交渉草案の比較① … 英語原文

現

## Article 9 – Offences related to child pornography

- 1 Each Party shall adopt such legislative and other measures as may be necessary to establish as criminal offences **under its domestic law**, when committed intentionally and without right, the following conduct:
  - a producing child pornography for the purpose of its distribution through a computer system;
  - b offering or making available child pornography through a computer system;
  - c distributing or transmitting child pornography through a computer system;
  - d procuring child pornography through a computer system for oneself or for another person;
  - e possessing child pornography in a computer system or on a computer-data storage medium.

草

## Article 18 – Offences related to **online child sexual abuse or exploitation material**

- 1 Each **State** Party shall adopt such legislative and other measures as may be necessary to establish as criminal offences, when committed intentionally and **unlawfully**, the following conduct:
  - a Producing **or reproducing** child sexual abuse or exploitation material for the purpose of its distribution through [a computer system] [an information and communications technology system/device];
  - c **Controlling, promoting**, offering, **advertising, publicly displaying** or making available child sexual abuse or exploitation material through [a computer system] [an information and communications technology system/device];
  - d Distributing or transmitting child sexual abuse or exploitation material through [a computer system] [an information and communications technology system/device];
  - e Procuring child sexual abuse or exploitation material through [a computer system] [an information and communications technology system/device];
  - f **Knowingly obtaining access to or** possessing child sexual abuse or exploitation material in [a computer system] [an information and communications technology system/device] or on [a computer data storage medium] [an electronic digital data storage device], or viewing by means of live transmission a child engaged in sexually explicit conduct;

※ b及びg (新設: 略)

# 現条約と統合交渉草案の比較① … 外務省仮訳

## 現

### 第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 1 締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
  - a コンピュータ・システムを通じて頒布するために児童ポルノを製造すること。
  - b コンピュータ・システムを通じて児童ポルノの提供を申し出又はその利用を可能にすること。
  - c コンピュータ・システムを通じて児童ポルノを頒布し又は送信すること。
  - d 自己又は他人のためにコンピュータ・システムを通じて児童ポルノを取得すること。
  - e コンピュータ・システム又はコンピュータ・データ記憶媒体の内部に児童ポルノを保有すること。

## 草

### 第18条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

- 1 締約国は、違法かつ故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
  - a [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて頒布するために児童の性的虐待又は性的搾取製造物を製造し、又は再製造すること。
  - c [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を管理し、宣伝し、提供し、公表し、公に展示し又は利用可能にすること。
  - d [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を頒布し、又は送信すること。
  - e [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を通じて児童の性的虐待又は性的搾取製造物を取得すること。
  - f 故意に、児童の性的虐待又は性的搾取製造物にアクセスし、若しくは [コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] 若しくは [コンピュータ・データ記憶媒体／電子データ記録装置] の内部に児童の性的虐待又は性的搾取製造物を保有し、又は性的にあからさまな行為を行う児童をライブ配信により視聴すること。

※ b及びg (新設：略)

# 現条約と統合交渉草案の比較② … 英語原文

現

## Article 9 – Offences related to child pornography

2 For the purpose of paragraph 1 above, the term "child pornography" shall include pornographic material that visually depicts:

a a minor engaged in sexually explicit conduct

**b a person appearing to be a minor engaged in sexually explicit conduct; (←非実在を含む)**

**c realistic images representing a minor engaged in sexually explicit conduct; (←非実在を含む)**

草

## Article 18 – Offences related to online child sexual abuse or exploitation material

2 For the purpose of paragraph 1, the term "child sexual abuse or exploitation material" shall include **visual material, including photographic, video and live-streaming media, as well as drawings, written material and audio recordings, that depicts:**

a A child engaged in **real or simulated** sexually explicit conduct;

b A person appearing to be a child engaged in **real or simulated** sexually explicit conduct; (**←上記から非実在を含む可能性が高い**)

c Realistic images representing a child engaged in real or simulated sexually explicit conduct; (**←上記から非実在を含む可能性が高い**)

d Any depiction of a child's sexual organs for primarily sexual purposes;

e A victim of torture or cruel, inhumane or degrading treatment or punishment.

# 現条約と統合交渉草案の比較② … 外務省仮訳

## 現

### 第9条 児童ポルノに関連する犯罪

- 2 1の規定の適用上、「児童ポルノ」とは、次のものを視覚的に描写するポルノをいう。
- a 性的にあからさまな行為を行う未成年者
  - b 性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者（←非実在を含む）
  - c 性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的映像（←非実在を含む）

## 草

### 第18条 オンラインにおける児童の性的虐待又は性的搾取製造物に関連する犯罪

- 2 1の規定の適用上、「児童の性的虐待又は性的搾取製造物」には、次のものを描写する写真、ビデオ及びライブストリーミング媒体を含む視覚資料並びに図画、書面及び録音物を含む。
- a 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を現実に行う児童
  - b 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童であると外見上認められる者
  - c 現実又は擬似の性的にあからさまな行為を行う児童を表現する写実的映像
  - d 性的な目的を主要な目的とする児童の性器の描写
  - e 拷問又は残虐、非人道的若しくは品位を傷付ける取扱い若しくは刑罰の犠牲者

## 現条約の解釈に関する政府見解

**サイバー犯罪条約第9条2b**は、性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者を、**同条2c**は、性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的映像を、それぞれ視覚的に描写するポルノを「児童ポルノ」として定義しており、描写されている児童が実在するか否かを問わず規制の対象としていることから、**サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む**と解される。

# 参考：児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書

## Article 2※

For the purposes of the present Protocol:

- a Sale of children means (以下略)
- b Child prostitution means (以下略)
- c Child pornography means any representation, by whatever means, of **a child engaged in real or simulated explicit sexual activities** or any representation of the sexual parts of a child for primarily sexual purposes.

(※simulatedは、疑似のはどこまでを含むのかは解釈が不安定)

※ 2cの下線部は、統合交渉草案18条2aと似た書きぶり (real or simulatedという表現は同じ)

## 第2条※

この議定書の適用上、

- a 「児童の売買」とは、(以下略)
- b 「児童買春」とは、(以下略)
- c 「児童ポルノ」とは、**現実の若しくは疑似のあからさまな性的な行為を行う児童**のあらゆる表現 (手段のいかんをとわない。) 又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

## 現条約の解釈に関する政府見解

**児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第二条(c)**は、「児童ポルノ」とは、現実の若しくは疑似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現 (手段のいかんを問わない。) 又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいうと定義しており、同条(c)に規定される「児童」は、実在する児童であると解され、同条(c)に定義される「児童ポルノ」には、**およそ実在しない児童を描写したものは含まれない**と解される。

# 新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)②

## 第19条 【コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置】を通じた児童の虐待製造物の助長

- 1 締約国は、故意に、かつ、合法的な理由なく、第十八条に規定する児童の虐待製造物を助長することを目的として、【コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置】を製造し、開発し、変更し、維持し、管理し、抑制し、支援し、利用可能とし、公表し又は宣伝することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 2 1の規定の適用上、「児童虐待を助長すること」には、「児童の虐待製造物」にアクセスし若しくは製造することを可能とし、又は「児童の虐待製造物」を送信し、頒布し、提供し又は自ら若しくは他の者に利用可能とする目的で行われる1に規定するあらゆる行為を含む。

## 第22条 未成年者を違法な行為の遂行に関与させること

締約国は、この条約の第23条(自殺の奨励又は強要)に規定する行為を除き、【コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置】を使用して未成年者をその生命又は身体的若しくは精神的健康を危険にさらす違法な行為の遂行に関与させることを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

## 第23条 自殺の奨励又は強要

締約国は、【コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置】の使用を通じて加えられる心理的その他の形態の圧力により児童を含む者の自殺を奨励し又は強要することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

# 新サイバー犯罪条約：統合交渉草案(表現規制関連)③

## 第26条 破壊活動又は武装活動の扇動

締約国は、情報通信技術を手段として発せられた、他国の政権の暴力的転覆を目的とする破壊活動又は武装活動のための呼びかけを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

## 第27条 過激主義に関連する犯罪

締約国は、[コンピュータ・システム／情報通信技術システム／情報通信技術装置] を手段とする、政治的、思想的、社会的、人種的、民族的又は宗教的憎悪に動機付けられた違法な行為を求める資料の頒布、当該行為の擁護及び正当化並びに当該資料へのアクセスの提供を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

## 第28条 ジェノサイド又は平和及び人道に対する罪の否定、是認、正当化又は復活

締約国は、1945年8月8日のロンドン協定に基づき設置された国際軍事裁判所の判決により確立しているジェノサイド又は平和及び人道に対する罪に当たる行為を否定し、是認し、正当化し又は復活させる資料を[コンピュータに関連して／情報通信技術に関連して] 故意に頒布することを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

## 第29条 テロリズムに関連する犯罪

締約国は、情報通信技術を手段として行われる場合には、テロ行為の実行、扇動、勧誘その他のテロ活動への関与、テロリズムの擁護及び正当化又はテロ資金供与のための資金の収集若しくは提供、テロ行為のための訓練、テロ組織とそのメンバーとの間のコミュニケーションの助長(ウェブサイトの開設、公開及び利用並びにテロ行為の実行者に対する後方支援の提供を含む。)、特にテロ行為に用いられる爆発物の製造方法の拡散並びに闘争、暴動、憎悪及び人種差別の拡散を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

# 現条約とロシア案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	変更点	概要
1項	1項	なし	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的)
2項	2項	なし	児童ポルノの定義：性的にあからさまな行為を行う次のものの描写 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写實的映像
3項	※ナンバリングなし	なし	未成年者の定義： 18歳未満(16歳未満まで変更可)
4項	※記載なし	<b>留保なし</b>	締約国は、1d及び3並びに <b>2b及びc</b> の規定の全部又は一部を <b>適用しない権利を留保</b> することができる

# 現条約・ロシア案・統合交渉草案の比較（児童ポルノ関連）

現条約	ロシア案	統合交渉草案	概要
1項	1項	1項	犯罪化すべき行為：児童ポルノのネット上での 現・口：a製造、b提供、c送信、d取得、e保有(電子的) 草案：a製造、b <b>助長</b> 、c提供、d送信、e取得、f保有・ <b>視聴</b> 、g <b>関与</b>
2項	2項	2項	現・口：性的にあからさまな行為を行う次のものの視覚的描写が対象 a未成年者、b外見上未成年者、c未成年者の写実的映像 草案： <b>書面</b> 、 <b>録音物</b> まで対象、 <b>新条項dとe</b> も追加。
3項	※記載はあるが、ナンバリングなし	3項	未成年者の定義： 現・口：18歳未満(16歳未満まで変更可) 草案：18歳未満(のみ)
4項	なし	5項	留保規定：現あり（1d及びe、2b及びc）、口なし、草案あり 草案の留保対象：1e及びf、2b及びc
なし	なし	4項	児童の犯罪化の回避：草案のみ 性的虐待・搾取製造物を自ら製造した児童の犯罪化の回避